

聖泉大学学術機関リポジトリ運用指針

(趣旨)

1. 聖泉大学学術機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)は、聖泉大学において作成された研究・教育活動の成果(以下「成果物」という。)を電子的に収集、蓄積、保存(以下「登録」という。)し、学内外へ無償で公開することにより、本学の教育・研究の発展に資するとともに、社会に貢献することを目的とする。この目的を達成するために、この指針により、リポジトリの運用に必要な事項を定めるものとする。

(管理・運用)

2. リポジトリの管理および運用は、聖泉大学図書館(以下「図書館」という。)が行う。

(登録者)

3. リポジトリに成果物を登録することができる者(以下「登録者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員および大学院生
- (2) その他図書館長が認めた者

(登録対象)

4. リポジトリに登録できる成果物は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学術的な研究成果・教育資源等であること
- (2) 登録者が作成に関与したもの
- (3) 法令上、社会通念上または情報セキュリティ上の問題が生じないもの

(登録手続)

5. 登録者が成果物の登録を希望する場合は、別に定める登録許諾書を図書館長に提出する。

(登録・公開と利用)

6. 図書館は以下の方法により、リポジトリに登録された成果物を恒久的に利用する。

- (1) 成果物を複製し、リポジトリサーバに格納する。
- (2) ネットワーク上で、前号の複製物を不特定多数の者に無償公開する。
- (3) 永続的利用及び保存のために複製または媒体変換を行う。

7. 図書館は、登録者から提供された成果物の登録・公開に際し、以下のことを遵守する。

- (1) 6.に掲げた利用方法以外の利用は行わない。
- (2) 公開された成果物を利用しようとする者に対し、著作権の遵守を周知する。

(著作権と利用許諾)

8. リポジトリに登録された成果物の著作権は、著作権者の元に留保される。
9. 登録を希望する成果物の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は、図書館に対し、6.に掲げた利用を無償で許諾する。登録者のみに著作権が帰属しない場合は、以下のとおりとする。

(1) 共著者

著作権が登録者を含め複数の者に帰属する場合、登録者は 6.に掲げた利用の許諾をすべての共著者から得ることとする。

(2) 出版社等の団体

著作権が登録者以外の者・団体等に帰属している場合、登録者は図書館に対し、リポジトリへの登録に対する許諾状況についての情報を提供する。ただし、著作権があらかじめ方針を明示している場合には、その必要はない。

(登録の削除)

10. 図書館は、次の各号に掲げる場合に登録された成果物を削除することができる。
- (1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、図書館長がそれを認めたもの
- (2) 法に反する、公序良俗に反する、盗用・剽窃が明らかである、または内容が著しく不適切であると図書館長が判断したもの

(免責事項)

11. 本学は、リポジトリでの成果物の登録・公開あるいは利用によって生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

12. この指針に定めない事項については、必要に応じて別途協議する。

(改廃)

13. この指針の改廃は、図書委員会の議を経て、図書館長がこれを行う。

附則

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。